

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等」が令和6年1月25日に公布されたことに伴う指定障害福祉サービスの事業等の基準条例等の改正を行う。

関係基準省令の改正に伴う基準条例の改正（集合条例1件）

条例議案			
【議案第65号】（障がい福祉課） 郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例			
一部改正する条例の名称	主な改正内容	施行期日	附則内容
【第1条】 郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の意思決定支援に関する規定の追加 共同生活援助事業者が運営に係る状況等を利用者及びその家族、地域住民等からなる地域連携推進会議に対し報告の機会を設ける規定の追加 共同生活援助事業者の地域連携に関する規定の追加 	令和6年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携推進会議に係る規定の1年間の経過措置
【第2条】 郡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> 就労選択支援の創設に伴う人員、設備等に関する規定の追加 	令和6年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和4年12月16日から3年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。
【第3条】 郡山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の意思決定支援に関する規定の追加 障害者支援施設が運営に係る状況等を利用者及びその家族、地域住民等からなる地域連携推進会議に対し報告の機会を設ける規定の追加 障害者支援施設の地域連携に関する規定の追加 	令和6年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携推進会議に係る規定の1年間の経過措置
【第4条】 郡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	※第1条に準ずる	令和6年4月1日	
【第5条】 郡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	※第2条に準ずる	令和6年4月1日	※第2条に準ずる
【第6条】 郡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	※第3条に準ずる	令和6年4月1日	※第3条に準ずる
【第7条】 郡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	<ul style="list-style-type: none"> 障害児及び保護者の意思の尊重に関する規定の追加 児童発達支援の類型一元化等による機能強化 インクルージョンの推進に係る規定の追加 	令和6年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年3月31日まで経過措置 等